

研究室のあれこれの事(二)

今井, 源衛
九州大学教授

<https://doi.org/10.15017/10517>

出版情報 : 文献探究. 9, pp.60-63, 1981-12-15. 文献探究の会
バージョン :
権利関係 :



研究室のあれこれの事 (二)

今井源衛

二

次ぎには、教官の人間関係について――
研究室の構成は、教授―助教―(講師)
―助手という教官の系列と、多数の学生と
から成る。法的な規定を細かく調べたこと
はないが、大様は、教授は学科、あるいは
講座の研究・教育について責任を持ち、研
究室の管理・運営を司どつていく。助教
や専任講師は、教授のそれらの業務の補助
者であり、助手は教授・助教・講師の補
助者である。この教育・研究・管理の責任
者とそれの補助者という規定以外に、それ
ら教官系列を律する原理は何もない。規定
としても、すべて抽象的文言に終始してい
て、その権限・義務等に関する具体的なも
のは何ひとつない。特に目立つ事は、命令
―服従という権利義務関係が規定されてい
ない事であろう。(もつとも、これは、公

務員という上位概念の中に、「行政命令」
の権限があつて、場合によつては、たとえ
ば、学部長などの機関長がそれを部下の教
官に向つて発するという形式はある。しか
し、教室の教授が助教や助手に向つて、
それを行使するという事は絶えて聞かない。
それは、教官の研究・教育の権限や内容は、
その教官個人の完全な自由領域であつて、
その神聖不可侵性こそが、大学の学問の自
由の法的保証となつてゐるからである。教
授は、こと研究・教育の内容に関しては、
片言隻句といえども、同僚に対して干渉を
してはならないのが原則である。
しかし、右のような法の規定によつて、
万事がうまく行くかといへば、実はそうで
はない。
第一の問題は、学科制・講座制の問題で
あろう。我々の場合、国語学・国文学講座
は、文学と語学とに分れて一学科二講座で

あり、文学の一講座は、教授一、助教一、
助手一という形で、教授は古代、助教は
近世という全く別個の専門領域を持つてい
るので、事は簡明で、講座の運営には、右
の自由原則がそのまま妥当するが、理工系
のように細分化された学科や講座では、こ
うはいくまい。同一講座という枠内の教授
と助教との専門領域が近ければ近いほど、
この「補助」業務の内容が、微妙に両者の
支配―被支配関係と絡んでくることも考へ
られる。研究・教育の自由原則と、職階制
に基づく命令支配関係とが、矛盾をはらんで
ゐるのは明らかであろう。そうなれば、問
題をときほぐすものは、両者の人間関係と
聡明さ以外にはない。
われわれの場合、そうした厄介な問題が
起きないのは、おそらく、幸か不幸か、文
学部は、政府から冷たく扱われて、講座が
細分化せず、教授と助教の専門領域が離
れていて、その点での「補助」関係が成り
立たないからである。この「補助」関係や
職階制の中に、私的要素を一切持たさぬ
ようにさえ気をつければ、あとは、すべて

当然うまくやってゆけるはずであり、また、我々の場合は、たしかにそうであったと思う。

三

その際、問題なのは、助手である。助手も、右の補助者の末端に在る事は右に述べた通りで、事実この「補助」業務の多様であり、量も大であることも周知の通りである。研究室の一隅にいつもいて、多くの学生に接触しながら、図書の購入・整理・出納に当り、教官の注文に応じて教材をプリントし配布する。また、学生を指導助言し、来客を然るべく応対する。その忙しさは、研究室にも依るけれど、学生の多い国文学の場合には、ことに大変である。しかし、これらの事は、公務である限り、止むを得ないし、それは当然の事として、耐えてもらわねばならぬ。

支えないはずのものである。かつて、紛争以前には、ある大学のさる教授は、日々に助手にその昼食用のパンを買いに走らせていたが、その代金を俸給日かにもとめて請求されるや、「そんなものは、助手が処理すべきもので、一々教授に言うべきではない」と言ったとか、また他のさる教授は冬の間は毎朝、自分の出勤前に部屋のストーブには火を入れておくように命じた、とか。また助手は助手で、先生の靴のひものほどこけたのまで結ばんばかりであつたという。今に伝わる助手残酷物語のさまざまは、どこまで事実かは知らないが、全くの作りばなしとも思えない。

私自身も、引越しのときに学生や助手に手伝ってもらつたことも度々であり、部屋の中の書棚を動かすとか、本をまとめて家へ運ぶのに、三階から玄関までワゴンで運んでもらうということはよくある。これもたしかに私用ではあるが、その程度の事はお許しを願えるかと思う。

しかし、程度を越えた助手の私サービスが要求されるとすれば、それは、法にも道

徳にも叶わぬもので、教官としては、厳に自戒すべきこと言を俟つまい。

もつとも、それが程度を越えているかどうか、常識の枠内か否かの判断は、かなり難しい点もある。私用がすべて駄目といえ、私が右のようなことを頼むのも、甘えだと非難されるだろうし、また逆に、公用なら何を頼んでもよいとなれば、たとえ、学年末の卒業論文の回し読みに、一冊ずつ、助手に頼んで、遠くに在る他の教官の自宅まで、持ち運びをさせて当然という事にもなる。その季節は、助手も特に多忙な時期なので、出来る限りは、まとめて教冊ずつを運ぶよう、その運搬度教を極力少くするように気を遣うのが、教官としては望ましいのである。また、紛争以前には、教授の門下の助手や大学院生であれば、その教授の著述の手伝い——たとえ資料拾集・原稿浄写・校正・索引作成等々、あらゆる作業に従うのがふつうであつた。もちろん教授の人からとか、著述内容にも依ることだが、すべてこれらの作業が、彼ら門下生の学力を増進するものであつて、彼らがそれ

を喜んで引受けるべきだという一般的判断があつたように思う。もちろん、多くの場合にはなにがしかの物的代償も考えられたようであるが、場合によっては、当然無償の場合もあつた。

しかし、紛争の際には、それらは就職斡旋を餌にした徒弟制度の労働搾取として犯罪視されるようになり、今では、教授たちは、とかく遠慮がちになつてしまつたのではあるまいか。私自身は、やはり、むしろ昔風に考えるところがあり、前にもいつたように、校正の際の原典との照合や、索引作成などは、学生に頼むことが多い。時には結果的には、かえつて何かと負担が増すこともないわけではないが、その教育的効果を疑わないからだ。それを、場合によつては労働搾取と解釈される可能性も皆無とはいえないが、むやみにそれを懼れていては、青年とつき合つてはいけないだろう。問題は、やはり、その程度である。教官が自分勝手に、学力増進に役立つと考へていても、相手は、それをおためごかしだと考へて、いやがることもある。相手の学問的

関心が、教官のそれとずれていればなおさらのことである。その辺を見抜いた上で、なお、水際に馬を引っぱつていつて、水を飲ませるかどうか、まことに難しいところだ。

しかし、こうした問題はあつてもせよ、多少なりとも研究・教育に関わるものとはかくとして、それ以外の私用、先に述べた、教官自身の昼食のパンの用意の如き類のものは、病氣その他真に止むを得ない場合以外は、頼む可からざる事であらう。それを越えたものは、まづたくの、当事者どうしの個人領域に属する事からであつて、あえてここで書くべきこととも思えない。

四

研究室内部の業務として問題の多いのは、学会事務である。

実をいえば、この問題をめぐつて、我々の研究室でも過去しばしばトラブルめいたものが起つた。それが大事に至らなかつたのは、当事者たちの聡明さによる所が大きかつたと思うが、その都度、我々教官も事

柄の論理性をはつきりさせる事にかなり真剣に努力しなければならなかつたように思う。

一般に学会事務は、助手がいれば、助手が引き受けさせられるのが普通である。「引き受けさせられる」というややこしい言い方をしたのは、この事務は元来は、純然たる助手の公務ではないからである。

助手の公務としては、本来、図書の整理出納、来客の応対、教官の授業に要する資料・教材（学生配布用プリント）の整備の範囲のもので、俸給はその為に支給されている。それ以外の学会関係の諸事務、機関誌の発行に関わる編集・校正等の事務は、いわばおまけである。おまけというよりもむしろ、余計のものである。

学会もいろいろあり、たとえば九大ならば九大国語国文学会が同窓生を会員として組織されている。この学会は、教官をはじめとして、それ以外卒業生全体が運営すべきものである。原則的には、全会員が何かの業務を分担して然るべき筋合のものであるが、便宜上、幹事会を持ち、研究室

員（教官・助手・学生）によって事務が執られ、結局は教官会議で起案されたものを、大事なもの、幹事会にはかつた上で、助手が実行に移すという形である。助手の仕事は主として、会計管理と、学会通知等の印刷送達であるが、その後者の封筒の宛名書きなどの作業は、多くの人手と時間を要するため、学生に協力を求めることが多い。トラブルはこの場合に生じやすい。

それは、学生の側に、あれは助手の責任範囲の仕事だと考え、それを自分に押付けるのは、助手の怠慢であり不当だといえることがある場合である。

学会の総会開催の場合にも、それに似たことがある。学生たちが、「手伝わされる」と考えている限り、常にどこちない形が発生する可能性がある。

この場合の論理とは——学会は、学会員各自の積極的な参加によって成立つものである。その一員である学生は、その際手伝わされるのでもなければ、手伝うのでもない、自分自身の学問的将来のために、自分の所属する学会の事業に能動的に参加して

いるのだという自覚を持つべきだという事である。教官や助手は、そうした参加集団の、いわば指揮者に過ぎない。もし、その仕事の分担がいやならば、彼はその学会を退会すべきであり、他の方法によって、学界に出るほかあるまい。学会の業務を積極的に分担補助する事によって、彼は、その会員の氏名を知り、その研究内容を知り、さらには、学界の動静にも通ずるようになる——こうしたことを強調し、自覚をうながす事で、おおむね事態は落着いたのであった。

雑誌の編集・校正事務についても、また同様である。紛争時に、各大学とも、助手や院生がその事務を拒否したと聞く。九大では幸いそうした事態には陥らなかつたが、流行病のようなどころもあつて、若干の危険は感じないでもなかつた。言い過ぎである事も覚悟しながら、その時私は、学生に向つてこう言った。——

この機関誌の発行によって、誰が一番利益を受けているか考えてほしい。教官にとつて、この雑誌を必要とする者

は一人もいない。他に発表機関があり余つて、むしろ、この雑誌に精力を割かれるのがつらいくらいだ。無ければかえつてさつぱりしよう。君たちがもし、この雑誌の刊行に力を貸したくないというのなら、至急学会総会を開いた上で、その事情を述べ、廃刊にする

この覚悟は今も変わらない。卒業生の論文発表に若干の支障は生じようとも、現在の研究室の若い人たちが自分の事として受入れないことを無理押ししたところで、何の将来性もあるまいと思ふのだ。

——九州大学教授——